

2020年12月10日

令和3年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 内藤 忠 顕

本日取りまとめられました令和3年度与党税制改正大綱におきまして、来年3月末をもって適用期限を迎える「外航船舶の特別償却制度」の延長、「国際船舶に係る固定資産税の特例措置」の延長・拡充が要望通り認められました。

このような結論をいただきましたことは、国会議員の諸先生方および国土交通省ご当局の海運業界に対する深いご理解と多大なるご尽力の賜物であり、心より御礼申し上げます。

今後も外航海運は、国際競争力の強化を図りながら、わが国の安定的な国際海上輸送の確保に貢献すべく、より一層努力してまいります。

一方、「造船業の競争基盤整備に係る固定資産税の特例措置」の創設については、残念ながら見送られる結果となりましたが、わが国海事産業の国際競争力強化に向け、引き続き海運・造船両業界で密接に連携してまいりたいと思います。

今後は、「トン数標準税制」、「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」などに取り組んでまいりますので、引き続き関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上